

特集

国勢調査は

「日本のカラダの健康診断」です!!



10月1日(土)、全国いっせいに国勢調査が行われます。

今回の国勢調査は、人口減少社会を迎えつつある我が国の人口・世帯の最新の実態を明らかにし、国や都道府県・市町村の行政の基礎資料として、少子高齢社会への取り組みや皆さんのまちづくりなどに活かされます。

国勢調査の重要性をご理解いただきご協力をお願いします。

国勢調査ってなあに？



● 国勢調査とは…

日本で最初に国勢調査が行われたのは、今から85年前の1920（大正9）年のことでした。以来、おおむね5年ごとに実施され、今回で18回目を迎えます。

国勢調査は単に人口などを調べるためにだけ行われるものではありません。調査の結果は、これからのまちづくりなどのための貴重な資料となります。

例えば、いま日本は、少子高齢化が急ピッチで進んでいます。これからの少子高齢化社会に対応するには、住宅、福祉、交通、雇用面などさまざまな分野での対策が必要になります。国勢調査はこうした私たちの将来の生活を支えるためのデータになるのです。

● 日本に住んでいる人はすべて対象になります

国勢調査は、日本にふだん住んでいるすべての人が対象になります。10月1日現在、その人が3ヶ月以上住んでいるか、住むことになっている場所で、世帯ごとに調査を行います。

日本にふだん住んでいる外国の人も、国籍に関係なく調査の対象となります。

● 調査の仕組み

調査は、下記のような流れで国勢調査員が調査票を各世帯に配布し、回収する方法によって行います。

総務省統計局



都道府県



市町村



国勢調査指導員



国勢調査員



世帯

※調査員は町の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。調査員は「国勢調査員証」を携帯しています。

● 調査票の配布と回収

9月下旬から10月上旬にかけて、調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布と回収に伺います。

その際、「単身で暮らしている人」、「共働きの人」、「出張や旅行中の人」などで、留守の時には、「連絡メモ」により訪問に都合のよい日時や連絡方法をおたずねしますので、調査員や町企画課広報統計係までご連絡ください。

● 調査結果の利用

◎法令に基づく利用

- ・ 県や町議会の議員定数の決定は国勢調査による人口を基にして決まります。
- ・ 地方交付税交付金の配分基準を決めるのに国勢調査の人口や世帯数を用います。

特集

◎福祉施設や雇用対策など行政上の施策への利用

[少子高齢社会に対応した政策のため…]

介護の充実や、安心して子どもを生み育てる環境の整備など、豊かな福祉社会実現に向けての諸施策の基礎資料となります。国勢調査は、高齢者や子どものいる世帯などについての統計を、地域別に提供します。

[防災対策のために…]

皆さんの安全を守り、災害の規模を最小限に食い止める防災対策を立てるのに、人口の地域分布、人口密度、昼間人口や住宅の建て方、階数など、国勢調査から得られるデータは重要な役割を果たします。

◎将来人口の推計など行政の基礎資料や教育への利用

・将来人口の推計、出生率などの人口分析、地理学、社会学、経済学などの学術研究のほか、小中学校などの教育用資料として利用されます。

● 調査結果の公表

調査結果は、今年の12月から公表されます。

- ・人口及び世帯数の速報結果が、平成17年12月に公表されます。詳しい結果は、平成18年6月から順次公表されます。
- ・国勢調査の結果は、総務省統計局ホームページ (<http://www.stat.go.jp/>) に掲載しています。また、結果を取りまとめた報告書は、総務省統計図書館、県立図書館、県企画部統計課などでご覧になれます。



21世紀のまちづくりのために、
10月1日のあなたを
記入してください!!

▼問い合わせ先＝

企画課 広報統計係 ☎ 9117

調査の方法と注意点

■国勢調査員が調査票を持って伺います

9月の下旬に調査員が皆さんのお宅にお伺いし、世帯ごとに調査票をお配りします。調査票が届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで、ふだん住んでいる人もれなく記入します。

①すでに3ヶ月以上住んでいる人
②10月1日の前後を通じて3ヶ月以上住むことになっている人

調査する内容は、世帯全員の男女の別、出生の年月、就業状態、従業地・通学地、住居の種類など、全部で17項目です。



■記入は黒鉛筆又はシャープペンで…

調査票は「マーク・数字記入方式」になっています。該当する項目の下につけられた○印を黒鉛筆で塗りつぶしたり、数字を記入したりして回答してください。また、集計は機械にかけて行いますので、調査票を汚さないように注意しましょう。

※記入を間違えた際には消しゴムできれいに消してください

■プライバシーは保護されます

記入された内容は、統計法という法律で厳重に守られます。他にもれたり、統計を作成する以外の目的に使われることは絶対にありません。

調査票の記入に関して不明な点がありましたら、調査員に遠慮なくおたずねください。※調査票の記入内容は大切に守られますので安心して記入ください。

マーク「○」は「●」のようにぬりつぶします。

